

粉じん作業に係る自主点検票（金属等の研磨作業 編）

第8次粉じん障害防止総合対策（粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置）

点検年月日	平成 年 月 日	点検者職氏名	
労働者数	(男) (女) (計) 名		
粉じん作業従事者数	(男) (女) (計) 名		
チェックポイント			点検結果
1. 金属等の研磨作業に係る特定粉じん発生源には、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けている。			はい・いいえ
2. 1の装置には粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置している。			はい・いいえ
3. 屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業がある場合、粉じんの発散防止のため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置を設置している。 ^{注1}			はい・いいえ
4. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任している。			はい・いいえ
5. 「検査・点検責任者」は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行うとともに、点検等の結果に基づき補修等必要な措置を講じている。			はい・いいえ
6. 6月以内ごとに作業環境測定を実施している。			はい・いいえ
7. 作業環境測定の評価結果が、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場について、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき必要な改善をしている。			はい・いいえ
8. 特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づく特別教育を実施している。			はい・いいえ
9. 局所排気装置等の設置を要しない場合、作業場ごとに「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任している。			はい・いいえ
10. 保護具着用管理責任者は、呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導を行っている。			はい・いいえ
11. 保護具着用管理責任者は、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を適正に行っている。			はい・いいえ
12. 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、保護具着用管理責任者がフィルタの交換日等を記録する台帳を整備し、フィルタの交換 ^{注2} について適正に管理している。			はい・いいえ
13. 電動ファン付き呼吸用保護具を導入している。 ^{注1}			はい・いいえ
14. 粉じん作業場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任している。			はい・いいえ
15. 「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行っている。			はい・いいえ
16. じん肺健康診断を定期的 に実施している。			はい・いいえ
		じん肺管理区分	健診頻度
常時粉じん作業に従事している方		1	3年以内に1回
		2・3	1年以内に1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事している方		2	3年以内に1回
		3	1年以内に1回
17. 毎年12月末現在の状況について「じん肺健康管理実施状況報告」を所轄労働基準監督署に報告している。			はい・いいえ
18. じん肺健康診断の結果に基づき、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置をとっている。			はい・いいえ
19. じん肺有所見者に対して、産業医等による継続的な保健指導を実施し、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進している。			はい・いいえ
20. じん肺有所見者に対して、肺がんに関する検査の実施と積極的な禁煙の働きかけを行っている。			はい・いいえ

注1 より望ましい措置です。

注2 フィルタの交換には使い捨て式防じんマスクの交換も含まれます。